

令和3年(ネ)第73号 国家賠償請求控訴事件 (令和5年3月16日判決言渡)

控訴人 (一審原告) 小島喜久夫

被控訴人 (一審被告) 国

判 決 骨 子

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官大竹優子、裁判官吉川昌寛、裁判官戸畑賢太

【主文】

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、1650万円及びこれに対する平成30年6月2

3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 控訴人の当審におけるその余の拡張請求を棄却する。

(以下省略)

【理由の骨子】

1 旧優生保護法4条ないし13条(本件各規定)は、憲法13条、14条1項及び24条2項に反する。立法をした国会議員に過失がある。

2 控訴人は、昭和35年頃、本件各規定に基づく優生手術を受け、生殖能力を喪失し、子をもうけるか否かについての意思決定の自由を侵害され、精神的苦痛を受けた。これによる損害賠償請求権は1650万円(慰謝料1500万円、弁護士費用相当損害金150万円)が相当である。

3 本件各規定による人権侵害の程度が強度である上、被控訴人が違法な立法行為及びこれに基づくその後の施策により、障害者に対する根強い社会的な差別や偏見を正当化・固定化し、助長したものであり、控訴人が被控訴人に対する損害賠償請求権の行使に必要な情報を得ることを阻害した。このような場合に除斥期間の適用を認めることは、著しく正義・公平の理念に反する。

以 上